

昭和二十六年政令第百六十一号

沖縄振興開発金融公庫の国庫納付金に関する政令

内閣は、国民金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）、第二十二条第三項及び住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第二百五十六号）第二十七条第三項の規定に基き、この政令を制定する。

第一条 沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」という。）が、毎事業年度、沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号。以下「法」という。）第二十五条第一項の規定により國庫に納付すべき利益金の額は、当該事業年度の第一号に掲げる損益計算上の益金の合計額から当該事業年度の第二号に掲げる損益計算上の損金の合計額を差し引いた金額とする。この場合において、沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）附則第四条第一項の特別勘定の損益を控除して計算するものとする。

レ 緑越損失金	タ の 特 別 損 失	ヨ リ の 繰 入 れ	カ レ 付 金 償 却
		貸 倒 引 当 金 へ	有 価 証 券 償 却
		固 定 資 産 減 価 償 却 費	固 定 資 産 減 価 償 却 費
	固定資産売却損、 固定資産除却損その他	雜 損	

2 公庫は、第一項第二号ルに掲げる貸付金償却、同号ヲに掲げる有価証券償却、同号ヨに掲げる雜損及び同号タに掲げる固定資產売却損、固定資產除却損その他の特別損失の額については、財務大臣の承認を受けなければならない。

2 前項に規定する出資の額は、同項に規定する政
府の一般会計又は財政投融資特別会計の投資勘
定（旧産業投資特別会計の産業投資勘定を含む。）
からの出資の額（同日後当該事業年度中に
に政府の一般会計又は財政投融資特別会計の投
資勘定（旧産業投資特別会計の産業投資勘定を
含む。）からの出資の額の増加又は減少があつた
ときは、当該増加又は減少があつた日から当
該事業年度の末日までの日数を当該事業年度の
日数で除して得た数を当該増加し、又は減少し
た出資の額に乘じて得た額に相当する額をそれ
ぞれ加え、又は減じた額とする。

附 則（昭和三八年五月二八日政令第二百四号）
この政令は、公布の日から施行する。
改正後の公庫の国庫納付金に関する政令第一条の規定は、同条第一項に規定する公庫の昭和三十七年度分以後の国庫納付金について適用する。ただし、同項第一号の規定の適用について昭和三十七年度分に限り、改正前の同号の例による。

この政令は、公布の日から施行し、公庫の昭和二十一年度の国庫納付金から適用する。
附 則（昭和二十一年三月二十四日政令第三号）抄
この政令は、公布の日から施行する。

定は、同令第一条第一項に規定する公庫の昭和四十三年三月三十日以後の各事業年度分の利益金に係る国庫納付金について適用する。

第三条 公庫は、毎事業年度の損益計算上利益金額に大いに掛ける固定資産廃除償去費については、務大臣の定めるところにより算出しなければならない。

附 貝
七号)
(昭和三年四月二七日政令第十七號)
この政令は、公布の日から施行する。
改正後の公庫の国庫納付金に関する政令の規定は、農林魚業金融公庫、中小企業金融公庫及び、

1 1 (施行其日)
この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和四五年四月三〇日政令第一
〇三号) 抄
この政令は、公布の日から施行する。

を生じたときは、前条の規定に基いて計算した
当該事業年度の国庫納付金の計算書に、当該事
業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計
算書その他当該国庫納付金の計算の基礎を明ら
かに記載する。

び北海道開発公庫にあつては、昭和三十一年度分以後の国庫納付金について、住宅金融公庫があつては、昭和三十二年度分以後の国庫納付金について、それぞれ適用する。

附 則（昭和四七年五月一三日政令第一八六号）
第一条 〔施行期日〕この政令は、公布の日から施行する。

かにした書類を添付して、翌事業年度の五月二十日までに、これを財務大臣に提出しなければならない。

附 則 (昭和三年四月二七日政令第七一)
八号 抄
(施行期日)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四七年五月三一日政令第一〇号）

第三条 法第二十五条第一項の規定による国庫統一公金の政府の一般会計又は政策特別会計の投資勘定(特別会計に関する法律(平成二十九年法律第二十三号)附則第六十六条第十五号の規定)

附則（昭和三年四月二七日政令第十一号）抄
（施行期日）
この政令は、公布の日から施行する。
附則（昭和三年五月一三日政令第一号）抄
（施行期日）

附 則（昭和五八年七月八日政令第一五
七号）

規定による廃止前の産業投資特別会計法（昭和二十八年法律第二百二十二号）に基づく産業投資特別会計の産業投資勘定及び特別会計に関する法律附則第六十七条第一項第二号の規定により設置する産業投資特別会計の産業投資勘定（次項において「旧産業投資特別会計の産業投資勘定

この政令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和六〇年四月二七日政令第一一六号）抄
(施行期日)
この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中住宅金融公庫法施行令第十七条の規定によると、この政令は、公布の日から施行する。たゞ第一項の規定によると、この政令は、公布の日から施行する。

ト チ リ ヌ
税金 債券発行諸費 債券発行費償却 抱出金繰延勘定償却
定」と総称する。)を含む。)からの出資の額に応じてあん分した額を、それぞれ一般会計又は財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとする。

附 則 (昭和三五年六月一六日政令第一号)
抄
六〇号 (施行期日)
この政令は、公布の日から施行する。

二の次に一条を加える改正規定及び第四条の規定は昭和六十年五月二日から、第一条中住宅金庫法施行令第十三条の二第二項の改正規定及び第三条中北海道防寒住宅建設等促進法施行

令第一条第二項の改正規定は昭和六十一年六月一日から施行する。	附 則 (平成二年八月四日政令第二十七号) 抄
(施行期日)	第一条 この政令は、法の施行の日 (昭和六十二年八月五日) から施行する。
附 則 (昭和六二一年九月四日政令第二十九号) 抄	(施行期日等)
第一条 この政令は、公布の日から施行し、第四条及び第五条の規定は、昭和六十二年度の予算から適用する。	第一条 この政令は、平成十一年七月一日から施行する。
附 則 (昭和六年五月二〇日政令第一五一号) 抄	(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。	第一条 この政令は、公布の日から施行する。
2 1 改正後の公庫の国庫納付金に関する政令第一六条の規定は、同条第一項に規定する公庫の昭和六十三年三月三十日に終わる事業年度以後の各事業年度の利益金に係る国庫納付金について適用する。	第一条 この政令は、平成十一年十月一日から施行する。
(施行期日等)	第一条 この政令は、平成十一年十月一日から施行する。
附 則 (平成元年六月一四日政令第一七号) 抄	(施行期日)
1 公営企業金融公庫法施行令第十六条の規定は、平成元年度の事業年度から適用する。	第一条 この政令は、平成十一年十月一日から施行する。
附 則 (平成三年五月一七日政令第一六五号) 抄	(施行期日等)
1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の公営企業金融公庫法施行令第十六条の規定は、平成元年度の事業年度から適用する。	第一条 この政令は、平成十一年十月一日から施行する。
附 則 (平成元年六月一四日政令第一七号) 抄	(施行期日等)
1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の中小企業信用保険公庫法施行令第二項の規定は、平成二年度以後の各事業年度の組入れについて適用する。	第一条 この政令は、平成十三年一月六日から施行する。
(公庫の国庫納付金に関する政令の一部改正に伴う経過措置)	第一条 この政令は、平成十三年一月六日から施行する。
3 前項の規定による改正後の公庫の国庫納付金に関する政令第三条の規定は、平成二年度以後の各事業年度の利益に係る国庫納付金について適用する。	第一条 この政令は、平成十三年三月三〇日から施行する。
附 則 (平成四年四月一〇日政令第一三八号) 抄	(施行期日)
1 (施行期日)	第一条 この政令は、公布の日から施行する。
この政令は、公布の日から施行する。	第一条 この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成八年三月三一日政令第八七号) 抄	(施行期日)
1 この政令は、平成八年四月一日から施行す	第一条 この政令は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年四月一一日政令第一五五号) 抄	号) 抄
(施行期日)	第一条 この政令は、公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律(以下「整備法」という。)附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(平成十七年八月一日)から施行する。
附 則 (平成二一年六月二三日政令第二〇四号) 抄	(施行期日)
第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。
附 則 (平成二一年九月二〇日政令第二七〇号) 抄	(施行期日)
第一条 この政令は、平成十一年七月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成十一年七月一日から施行する。
附 則 (平成二二年二月一六日政令第三九号) 抄	(施行期日)
第一条 この政令は、平成十一年十月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成十一年十月一日から施行する。
附 則 (平成一二年二月一六日政令第三七号) 抄	(施行期日)
第一条 この政令は、平成十一年十月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成十一年十月一日から施行する。
附 則 (平成一二年六月七日政令第三〇号) 抄	(施行期日)
第一条 この政令は、平成十三年一月六日から施行する。	第一条 この政令は、平成十三年一月六日から施行する。
附 則 (平成一三年三月三〇日政令第一四五号) 抄	(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。	第一条 この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一五年六月一一日政令第一八〇号) 抄	(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。	第一条 この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一六年五月二六日政令第一八〇号) 抄	(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。	第一条 この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二〇年七月一六日政令第二二六号) 抄	(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。
附 則 (平成二〇年九月一九日政令第二九七号) 抄	(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。
第十一条 法附則第十五条第六項、第十六条第六項及び第十七条第六項の規定により公庫が從前例により行うものとされる国庫納付金の納付の	第一条 この政令は、公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律(以下「整備法」という。)附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(平成十七年八月一日)から施行する。

手続については、第六条の規定による改正前の公庫の国庫納付金に関する政令第二条中「毎事業年度」とあるのは「平成二十年四月一日に始まる事業年度」と、「翌事業年度の五月二十日」とあるのは「同年十一月二十日」とする。